

本原原発第39号
令和2年12月9日

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書の再提出について

原子力規制委員会 殿

住 所 名古屋市東区東新町1番地
氏 名 中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 林 欣吾

発電用原子炉主任技術者の選任・解任について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の26第2項において準用する第40条第2項の規定に基づき、令和2年10月19日（本原原発第30号）にて届出を行った発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書について、別紙の通り訂正が必要になったことから、再提出します。

主任技術者の選任・解任に係る発電所・所在地		浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1			
監督に係る原子炉		浜岡原子力発電所 3 号 炉			
選任・解任年月日		令和 2 年 1 0 月 9 日			
		(正)		(副)	
		選 任	解 任	選 任	解 任
選任・解任した主任技術者	氏名及び生年月日				
	住 所				
	主任技術者免状の種類及び番号 (取得年月日)			原 子 炉 主 任 技 術 者 第 [] 号 ([])	原 子 炉 主 任 技 術 者 第 [] 号 ([])
	職 位				
職 務 分 担		[] 病気その他やむを得ない事情により、職務を遂行できない場合に限り、原子炉の運転に関し、保安の監督を行わせる。			
選 解 任 理 由		人事異動のため。			
添 付 書 類		被選任者の略歴および原子炉主任技術者免状写			

略歴書

氏名
生年月日
最終学歴



略歴	選任要件に該当する実務内容	実務経験	経験年数
		-	-
		(2)	3ヶ月
		(2)	1年3ヶ月
		-	-
		(2)	11ヶ月
		(2)	6年11ヶ月
		-	-
		(2)	2年
		(2)	2年
		-	-
		-	-
		-	-
		合計実務経験年数	

実務経験の内容

- (1) 発電用原子炉施設の工事に関する業務
- (2) 発電用原子炉施設の保守管理に関する業務
- (3) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (4) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (6) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

第 [redacted] 号

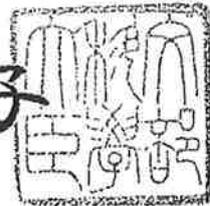
原子炉主任技術者免状

[redacted]

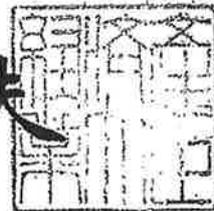
第 [redacted] 回原子炉主任技術者試験
に合格したので核原料物質核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律
第41条第1項の規定に基づきの
免状を交付する

[redacted]

文部科学大臣 遠山敦子



経済産業大臣 平沼赳夫



令和2年12月9日
中部電力株式会社

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書の訂正について

1. 訂正内容

対象：発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書
(本原原発第30号、令和2年10月19日提出)
箇所：選任・解任年月日
内容：(訂正前) 令和2年10月1日
(訂正後) 令和2年10月9日

2. 経緯

10月1日付け人事異動に伴う原子炉主任技術者(第三代行者)の選任・解任手続きにおいて、10月1日を選任・解任日とした決裁を10月9日に実施したが、社内において決裁日を選任・解任日とすべきではないかとの指摘があり、担当部署にて改めて確認を行った結果、10月9日を選任・解任日とすべきであることが判明した。

3. 事象の発生原因

10月1日を選任・解任日とする決裁書を担当者は作成していたが、NRAへの選任・解任届出の期限が交代日より30日以内であったことから10月末までに手続きを実施すれば良いと判断し、10月9日に決裁を行った。上長においては、決裁手続きの中で、選任・解任日を10月1日に遡及することの誤りを指摘することができなかった。

4. 再発防止策

人事異動の手続きと原子炉主任技術者の決裁手続きを紐付け、原子炉主任技術者の選任・解任を人事異動に併せて確実にを行うための手段を講じる。

- (1) 人事異動前に選任・解任手続きを行う運用を手引きに明確に定め、確実に実行する。
- (2) 異動発令時には、原子炉主任技術者の交代の有無や選解任手続きの実施、完了の確認を業務管理のプロセスの中で確実にを行う。

5. 添付資料

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書正誤表

以上

発電用原子炉主任技術者選任・解任正誤表

訂正前	訂正後
選任・解任年月日	選任・解任年月日
令和2年10月1日	令和2年10月9日